

「太白区名所マップ」ウェブサイト等制作運営及び
「太白区『食』deぐるっとまち巡り」業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「太白区名所マップ」ウェブサイト等制作運営及び「太白区『食』deぐるっとまち巡り」業務を開催するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 委託業務名

「太白区名所マップ」ウェブサイト等制作運営及び「太白区『食』deぐるっとまち巡り」業務委託

(2) 発注者

仙台市太白区長

(3) 業務目的

①「太白区名所マップ」ウェブサイト等制作運営業務

太白区内 23 連合町内会毎の名所等を、マップにしたウェブサイトを作成し運営することで、地域の魅力発信を行うもの。

②「太白区『食』deぐるっとまち巡り」業務

太白区内の名所を題材としたスイーツを太白区内の事業者から募集し、スマートフォンを活用した名所マップ掲載箇所とスイーツ制作協力事業者を対象とする「まち巡りデジタルスタンプラリー」を開催することで、太白区の魅力発信を行うもの。

(4) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

(5) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日(金)まで

(6) 業務委託予定金額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税込）を上限とする。

3 参加資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人または法人以外の団体等若しくはそれら複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

なお、共同企業体で参加する者については、共同して提案を行う複数者の中から応

募に係る共同企業体代表者を選定するものとし、その者は共同企業体を代表して連絡調整等を太白区との間で行うものとする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、または仙台市「有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当しないこと。
- (4) 仙台市税（又は現在の本店所在地の市町村税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立中、又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体等ではないこと。
- (8) 仙台市内に本店又は営業所を有し、本業務の主担当となる人員が当該事業所に在籍していること。共同企業体の場合は、共同企業体代表者がこれに該当することとし、その他の構成員についてはこの限りではない。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年6月15日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和5年6月21日（水） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和5年6月23日（金） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和5年6月27日（火） |
| (5) 提案者の選定及び通知、提案書受付開始 | 令和5年6月30日（金） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和5年7月10日（月） |
| (7) 企画提案書のプレゼンテーション及び審査 | 令和5年7月12日（水） |
| (8) 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和5年7月18日（火） |

5 応募の手続き

(1) 質問及び回答

- ① 本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和5年6月21日(水)17時までに要旨を簡潔に記載し、次の提出先宛て電子メールで質問をすること。

[提出先]

太白区まちづくり推進課 担当：佐藤、岩城

電子メールアドレス：tai015020@city.sendai.jp

※なお、電子メールの件名は「「名所マップ・『食』deぐるっと」プロポーザル質問書(事業者名)」とすること。

- ② 質問に対する回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問者に電子メールで回答するとともに、太白区のホームページに掲載する。

(2) 参加表明書の提出

- ① 提出期限：令和5年6月27日（火）17時まで
- ② 提出方法：下記④アの参加表明書(様式第1号)に必要事項を漏れなく記入し、下記イ～エの書類とともに、下記③の提出先に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「参加表明書関係書類在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。
- ③ 提出先：太白区まちづくり推進部まちづくり推進課地域活動係 佐藤・岩城
〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目1番15号
太白区役所5F まちづくり推進課

④ 提出書類：

- ア 参加表明書(様式第1号) 1部
- イ 共同企業体の構成員一覧(様式第2号) 1部
※共同企業体による共同提案の場合に提出すること。
- ウ 会社概要 1部
※共同企業体の場合は各構成員が一部ずつ作成の上、代表者がまとめて提出すること。
- エ 市税の滞納がないことの証明書 1部
・仙台市内に本社がある場合は、区役所の税務会計課及び総合支所の税務住民課に請求し取得すること。
・仙台市外に本社または本店が所在する場合は、本社または本店の所在する区市町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする。
- オ 直近の消費税及び地方消費税の納税証明書 1部
・所在地(納税地)を所轄する税務署の窓口で請求し取得すること。

⑤ 留意事項：

- ア 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合及び令和5年6月30日(金)までに提案者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないものとする。
- イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。
- ウ 提出書類提出後の差替え及び再提出は不可とする。
- エ 提出書類は、提案者を選定する用途以外には提案者に無断で使用しないもの

とする。また、受託候補者の選定後も提出書類は返却しないものとする。

オ 提案者の提出書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）の対象文書となるものとし、提案者に選定されなかった参加者の提出書類は、選定後に発注者が速やかに処分する。

カ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

（3）企画提案書等の提出

本事業の受託を希望する場合、以下により必要書類を提出すること。

① 提出期限：令和 5 年 7 月 10 日（月）まで

② 提出方法：下記③の提出先に持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように提出すること。

③ 提出先：〒982-8601

仙台市太白区長町南 3 丁目 1 番 15 号太白区役所 5 階
太白区まちづくり推進課 担当：佐藤、岩城
電話 022-247-1111(内線 6136,6137)

④ 提出書類：

ア 応募申込書(様式第 3 号) 1 部

イ 企画提案書(任意様式) 6 部（正本：1 部、副本：5 部）
パンフレット、写真、イメージ図等の添付可

ウ 見積書(任意様式) 6 部（正本 1 部、副本：5 部）
・宛先は「仙台市太白区長」とすること。
・経費の詳細が分かるよう内訳を記載すること。

（4）企画提案書等の作成

① 作成要領

ア 企画提案書の用紙サイズは A4（縦横不問、A3 折り畳み可）とし、様式や丁は指定しない。

イ 企画提案書、添付資料、見積書には、提案者名の記載はしない。

② 企画提案書の構成

ア 表紙

イ 「太白区名所マップ」ウェブサイトの制作内容について

※知りたい情報を探しやすい構成になっているか

※魅力が効果的に伝わる表現方法になっているか

ウ 「太白区『食』de ぐるっとまち巡り」の実施内容について

※デジタルスタンプラリースポットの特性・実施時期を考慮しているか

- ※参加者の周遊促進につながる工夫が施されているか
- エ ウェブサイト及びデジタルスタンプラリーに関するプロモーション方法(チラシ及びポスターのデザイン制作内容含む)について
- オ 各業務をまとめた全体スケジュールについて
- カ 実施結果の分析について
- キ 事業の実施体制及び本業務と同種・類似業務の実績について
 - ※実施体制には、人員体制や各業務における構成員の役割を記載すること。
- ク その他

6 見積金額

見積金額は、必要となる経費を算定根拠がわかるように見積り、消費税及び地方消費税を含むものとし、様式は任意とする。見積書には提案者名を記載しないこと。

7 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の決定方法

- ・提案者から提出された提案書をもとに、審査委員会において決定する。
- ・各審査委員が評価表を用いて下記の審査項目・基準及び配点に基づき提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査・評価し、全審査委員の採点を集計した結果、合計得点が最も高い者を受託候補者として決定する。

(2) プレゼンテーションの実施日

令和5年7月12日(水) 9時30分から(予定)

(3) プレゼンテーションの実施会場

太白区役所西飯庁舎 第2会議室(仙台市太白区長町南3丁目1番50号)

(4) プレゼンテーションの実施方法

- ①出席者は1提案につき3名以内とする。
- ②提案者あたりの持ち時間は、25分以内(説明10分、質疑応答15分)とし、発注者が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。

(5) 審査項目・基準及び配点

【別紙】審査基準のとおり

※審査項目において、1項目でも0点があった場合は採択しない。

※全審査委員の採点の平均点が50点に満たない場合は採択しない。

(6) 審査結果

- ・審査結果は、審査終了後速やかに提案者全員に対し書面により通知する。
- ・通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内(土日・祝休日を

除く。)に、書面により、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。なお、選定されなかった理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内(土日・祝休日を除く。)に、書面により回答を行う。

8 契約内容

(1) 契約形態

業務委託契約書により、発注者と受注者が業務委託契約を締結する。

(2) 予算規模

2,000,000円(消費税及び地方消費税込)を上限とし、採択提案内容等を発注者と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 支払条件

完了払いを原則とする。

(5) 受託候補者決定後の協議

委託契約の締結に当たっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ決定する。

(6) 内容・金額の確定

協議が整った後に、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

(7) 契約

発注者は提案書の内容を基にして、審査により選定された受託候補者と委託内容・委託費について協議のうえ、協議等が整った後に、別途発注者が作成する業務委託仕様書に基づき、随意契約を締結する。

9 その他留意事項

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等の書類一式は、返却しない。

(3) 応募資格要件を満たさなくなった場合及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。

(4) 受託候補者が提出した提案書の内容は、発注者と協議のうえ、提案内容の一部を変更して契約することがある。

(5) 提出された提案書は、受注者の選定以外に提案者に無断で使用はしない。

(6) 提出期限後の提案書の提出は認めない。また、期限後の提案書の差し替え及び再提出についても認めない。

10 担当

太白区まちづくり推進課 佐藤、岩城

〒982-8601 仙台市太白区長町南3丁目1番15号太白区役所5階

電話：022-247-1111(内線 6136,6137)

電子メールアドレス：tai015020@city.sendai.jp

審査基準

審査項目	評価項目	配点
1 事業実施の方向性及び全体計画	① 業務への理解度	5
	② 業務実施にかかる方向性、 業務スケジュール全体の妥当性	10
2 「太白区名所マップ」ウェブサイトの 制作内容	① ウェブサイトの構成	10
	② ウェブサイトの表現方法	10
3 太白区『食』deぐるっとまち巡りの 実施内容	① 実施方法	10
	② 参加者の周遊促進手法	10
4 プロモーション方法	① 名所マップのプロモーションの手法	10
	② 「太白区『食』deぐるっとまち巡り」のプロモーション 手法	10
5 実施結果の分析	① 実施結果分析の手法	5
6 事業の実施体制	① 実施体制	5
	② 同種類似業務の実績	5
7 経費	① 経費の妥当性及び経済性	10
(採点方法)各評価項目について、6段階評価を行うこととします。		100

5…優れている

4…やや優れている

3…普通

2…やや劣る

1…劣る

0…企画提案書に記載がない